

特許法一〇三条を準用しないこととした。この結果、権利者が侵害者に対して損害賠償を請求する際には、民法七〇九条に基づき、相手方の故意又は過失を立証する必要がある。

また、平成十一年の一部改正において、新設された特許法一〇四条の二（具体的態様の明示義務）、一〇五条の二（損害計算のための鑑定）、一〇五条の三（相当な損害額の認定）の規定が、新たに準用されることになった。

さらに、平成一六年の裁判所法等の一部改正において、新設された特許法一〇四条の三（特許権者等の権利行使の制限）及び一〇五条の四から一〇五条の七（秘密保持命令、秘密保持命令の取消し、訴訟記録の閲覧等の請求の通知等及び当事者尋問等の公開停止）の規定が、新たに準用されることになった。

### 第三節 登録料

#### （登録料）

**第三十一条** 実用新案権の設定の登録を受ける者又は実用新案権者は、登録料として、実用新案権の設定の登録の日から第十五条「存続期間」に規定する存続期間の満了の日までの各年について、一件ごとに、次の表の上欄に掲げる区分に従い同表の下欄に掲げる金額を納付しなければならない。

各年の区分	金額
第一年から第三年まで	毎年二千百円に一請求項につき百円を加えた額
第四年から第六年まで	毎年六千百円に一請求項につき三百円を加えた額
第七年から第十年まで	毎年一万八千百円に一請求項につき九百円を加えた額

(改正、昭四五法律九一、昭五〇法律四六、昭五三法律二七、昭五六法律四五、昭五九法律二三、昭六二法律二七、平五法律二六、平一〇法律五一、平一一法律四一、平一六法律七九)

2 前項の規定は、国に属する実用新案権には、適用しない。(改正、平一一法律三二〇、平一五法律四七)

3 第一項の登録料は、実用新案権が国又は第三十二条の二の規定若しくは他の法令の規定による登録料の軽減若しくは免除(以下この項において「減免」という。)を受ける者を含む者の共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、第一項の規定にかかわらず、国以外の各共有者ごとに同項に規定する登録料の金額(減免を受ける者にあつては、その減免後の金額)にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならない。(本項追加、平一一法律三二〇、改正、平一五法律四七)

4 前項の規定により算定した登録料の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。(本項追加、平一〇法律五一、改正、平一一法律三二〇、平一五法律四七)

5 第一項の登録料の納付は、経済産業省令で定めるところにより、特許印紙をもつてしなければならない。ただし、経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、現金をもつて納めることができる。(本項追加、昭五九法律二四、改正、平八法律六八、平一一法律一六〇、平一一法律三二〇、平一五法律四七)

〔旧法との関係〕 二〇条

〔趣旨〕

本条は登録料を定めたものであり、特許法一〇七条の「趣旨」参照(なお、昭和四五年、昭和五〇年、昭和五三年、昭和五六年、昭和五九年、昭和六二年、平成五年、平成一二年及び平成一六年の各種手数料の改定に伴う一部改正によってそれぞれ料金改定が行われている)。

なお、一項は、実用新案権者が納付すべき登録料について規定したものであるが、登録料は、権利の取得がもたらす経済的利益の蓋然性に着目して徴収しているものであるから、登録料の起算日は実際に権利が発生する設定登録の日とし、登録料の納付については、設定登録の日から起算した各年であつて、存続期間が満了する日までの各年について納付すべき旨を規定したものである。

三項には、実用新案登録料についても、三二条の二において資力に乏しい者に対して、また大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律においてTLOに対して減免措置が定められていることにかんがみ、特許法一〇七条四項と同様の規定が設けられている。

平成一一年の一部改正において、特許料の場合と同様に、一請求項毎の料金を引き下げる改正を行った。

平成一六年の一部改正では、実用新案権の存続期間が延長されたことに伴い、第七年から第一〇年までの登録料が新設された。また、この新設する登録料による収入増を考慮した収支均衡の観点、出願時の負担を軽減すべきとの要請、及び実用新案登録出願を行うおとする意欲を高める観点を踏まえて、第一年から第三年まで及び第四年から第六年までの登録料が引き下げられた。

(登録料の納付期限)

**第三二条** 前条第一項の規定による第一年から第三年までの各年分の登録料は、実用新案登録出願と同時に(第十条第一項若しくは第二項の規定による出願の変更又は第十一条第一項において準用する特許法第四十四条第一項の規定による出願の分割があつた場合にあつては、その出願の変更又は出願の分割と同時に)一時に納付しなければならぬ。(改正、昭六二法律二七、平五法律二六)

2 前条第一項の規定による第四年以後の各年分の登録料は、前年以前に納付しなければならぬ。(改正、昭六二

法律二七、平五法律二六)

3 特許庁長官は、登録料を納付すべき者の請求により、三十日以内を限り、第一項に規定する期間を延長することができる。(改正、平五法律二六)

〔旧法との関係〕 施規六条

〔趣旨〕

特許法一〇八条の「趣旨」参照。なお、一項は、従来は、実体的要件についての審査を経た後、登録査定等の謄本を出願人に送達し、送達日から三〇日以内になされる第一年分から第三年分までの登録料の納付を待つて設定登録を行っていたが、平成五年の一部改正において、出願後、早期に登録を行うこととしているため、基礎的要件の審査を行った後に改めて出願人による登録料の納付を待つていたのでは、登録が遅れることとなるため、第一年から第三年までの各年の登録料は出願時に一時に納付しなければならないことを規定することとした。

また、本項中のかっこ書は、出願の変更や出願の分割がなされた場合の登録料の納付期限は遡及する先の出願日ではなく、実際の出願が行われた日であることを規定したものである。

なお、本項により出願時に登録料を納付した後に、出願が却下された場合等には、三四条一項二号の規定により登録料の返還を認めることとした。

また、二項及び三項は、平成五年の一部改正において、出願公告制度が廃止されたことに伴い、出願公告から設定登録までに三年以上を要した場合の登録料の納付について規定した箇所を削除した。

(登録料の減免又は猶予)

第三十二条の二 特許庁長官は、第三十一条第一項の規定による第一年から第三年までの各年分の登録料を納付すべき者がその実用新案登録出願に係る考案の考案者又はその相続人である場合において貧困により登録料を納付する資力がないと認めるときは、政令で定めるところにより、登録料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

(本条追加、平一一法律四一)

〔旧法との関係〕 該当条文なし

〔趣旨〕

本条は、登録料の免除、猶予について規定したものであり、平成十一年の一部改正において新たに設けられたものである。平成十一年の一部改正前には、登録料の免除、猶予について、三六条において特許法一〇九条を準用していた。しかしながら、平成十一年の特許法の一部改正において、特許法一〇九条の規定が改正され、対象者に使用者等が追加されたが、実用新案の場合、登録料の免除、猶予の対象者は考案者又はその相続人のみであるので、実用新案法で特許法一〇九条を準用することはできなくなったことに伴い、登録料の免除、猶予について新たに規定したものである。実用新案の場合、使用者等が対象とならない理由は、実用新案は元来、創造性の低い小発明を保護することを目的としており、実用新案関係料金は特許関係料金の六〇七割と低廉に設定されていることによる。

また、考案者又は相続人が軽減、免除または猶予をうけることができるのは第一年から第三年までの登録料に限られる。その理由は二〜三年も経過すれば多くの考案は利用についての目安もつき、登録料を納付することができるであ

うという理由にもとづく。

なお、減免の手續については、政令で定めている。

(登録料の追納)

**第三三条** 実用新案権者は、第三十二条第二項に規定する期間又は前条の規定による納付の猶予後の期間内に登録料を納付することができないときは、その期間が経過した後であつても、その期間の経過後六月以内にその登録料を追納することができる。(改正、平五法律二六、平一一法律四一)

2 前項の規定により登録料を追納する実用新案権者は、第三十一条第一項〔登録料〕の規定により納付すべき登録料のほか、その登録料と同額の割増登録料を納付しなければならない。

3 前項の割増登録料の納付は、経済産業省令で定めるところにより、特許印紙をもつてしなければならない。ただし、経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、現金をもつて納めることができる。(本項追加、昭五九法律二四、改正、平八法律六八、平一一法律一六〇)

4 実用新案権者が第一項の規定により登録料を追納することができる期間内に第三十一条第一項の規定による第四年以後の各年分の登録料及び第二項の割増登録料を納付しないときは、その実用新案権は、第三十二条第二項に規定する期間の経過の時にさかのぼつて消滅したものとみなす。(改正、昭五九法律二四、昭六二法律二七、平五法律二六、平一一法律四一)

5 実用新案権者が第一項の規定により登録料を追納することができる期間内に前条の規定により納付が猶予された登録料及び第二項の割増登録料を納付しないときは、その実用新案権は、初めから存在しなかつたものとみなす。

す。(改正、昭五九法律二四、平五法律二六、平一一法律四一)

〔旧法との関係〕 二六条において特許法六九条の規定を準用。

〔趣旨〕

特許法一一二条の「趣旨」参照。なお、平成五年の一部改正において、三二条二項ただし書が削除されたことおよび従来の三四条が三六条へ移動したことに伴い、該当箇所を改正した。また、平成八年の一部改正では、三項に規定する割増登録料の納付方法についても、登録料の場合(三一条)と同様に、特許印紙による納付に加えて現金による納付を可能とした。

なお、一項及び五項は、平成一一年の一部改正において、特許法一〇九条の規定に相当する条文を新たに設けた(三二条の二)ことに伴い、特許法一〇九条の準用を削除した。

(登録料の追納による実用新案権の回復)

**第三三條の二** 前条第四項の規定により消滅したものとみなされた実用新案権又は同条第五項の規定により初めから存在しなかつたものとみなされた実用新案権の原実用新案権者は、その責めに帰することができない理由により同条第一項の規定により登録料を追納することができる期間内に同条第四項又は第五項に規定する登録料及び割増登録料を納付することができなかつたときは、その理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、二月)以内でその期間の経過後六月以内に限り、その登録料及び割増登録料を追納することができる。

2 前項の規定による登録料及び割増登録料の追納があつたときは、その実用新案権は、第三十二条第二項〔登録料の納付期限〕に規定する期間の経過の時にさかのぼつて存続していたもの又は初めから存在していたものとみ

なす。

(本条追加、平六法律一一六)

〔旧法との関係〕 該当条文なし

〔趣旨〕

特許法一一二条の二の「趣旨」参照。

(回復した実用新案権の効力の制限)

第三條の三 前條第二項の規定により実用新案権が回復したときは、その実用新案権の効力は、第三十三條第一項の規定により登録料を追納することができる期間の経過後実用新案権の回復の登録前に輸入し、又は日本国内において製造し、若しくは取得した当該登録実用新案に係る物品には、及ばない。

2 前條第二項の規定により回復した実用新案権の効力は、第三十三條第一項の規定により登録料を追納することができる期間の経過後実用新案権の回復の登録前における次に掲げる行為には、及ばない。

一 当該考案の実施

二 当該登録実用新案に係る物品の製造に用いる物の生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をした行為  
(改正、平一四法律二四)

三 当該登録実用新案に係る物品を譲渡、貸渡し又は輸出のために所持した行為 (本号追加、平一八法律五五)  
(本条追加、平六法律一一六)

〔旧法との関係〕 該当条文なし

〔趣旨〕

特許法一二二条の三の「趣旨」参照。

なお、平成一四年の一部改正において、回復した実用新案権の効力の及ばない範囲が間接侵害規定の改正に合わせた適切なものとなるよう、「のみ」要件の削除等、所要の改正が行われた。

また平成一八年の一部改正において、特許法と同様に権利の消滅から回復登録までの所定期間内において回復後の実用新案権の効力が及ばない行為として、当該実用新案に係る物品の第三者による「譲渡、貸渡し又は輸出のために所持した行為」を追加した。

（既納の登録料の返還）

第三四条 既納の登録料は、次に掲げるものに限り、納付した者の請求により返還する。

一 過誤納の登録料

二 実用新案登録出願を却下すべき旨の処分が確定した場合の登録料

三 実用新案登録を無効にすべき旨の審決が確定した年の翌年以後の各年分の登録料

四 実用新案権の存続期間の満了の日の属する年の翌年以後の各年分の登録料

（改正、平八法律六八）

2 前項の規定による登録料の返還は、同項第一号の登録料については納付した日から一年、同項第二号又は第三号の登録料についてはそれぞれ処分又は審決が確定した日から六月、同項第四号の登録料については実用新案権の設定の登録があつた日から一年を経過した後は、請求することができない。

〔旧法との関係〕 二六条において特許料の規定を準用。

〔趣旨〕

本条は、既納の登録料の返還について規定したものであり、平成五年の一部改正において新たに設けられたものである。

一項は、既に納付済みの登録料の返還が認められる場合を規定したものであり、従来は、既納の登録料の返還について、三四条において特許法一一一条の規定を準用していたが、平成五年の一部改正において第一年から第三年までの各年分の登録料は、出願時に納付しなければならないと規定された(三二条一項)ことに伴い、その後出願を却下すべき処分が確定した場合、出願は結局登録されなかったのであるから、納付済みの登録料の返還請求を認める旨を新たに規定した(二号)ものである。

さらに、出願から登録までに長期間を要した結果、登録後に残されている権利期間を超えて既に出願時に登録料が納付されている場合も生じ得るため、既納の登録料のうち超過して支払われていた分についても返還請求を認めることとした(四号)。

また、過誤納の登録料(一号)、無効審決が確定した場合の登録料(三号)については、従来特許法を準用していた内容と変わりが無い。

なお、平成八年の一部改正において二号中の「無効」を「却下」に改めたが、これは七条四項の改正と同趣旨のものである。

二項は、登録料の返還請求が認められる期間について規定したものである。

過誤納の登録料（一項一号）および無効審決確定後の登録料（一項三号）についての返還請求の期限は、従来の三四条において準用していた特許法一一一条二項の規定と同様とした。また、出願却下後の登録料（一項二号）については、三号と同様に処分の確定の日から六月を返還請求の期限とした。さらに、一項四号に規定されている超過して納付された登録料については、超過して納付されたことがわかる時点が設定登録の日であることから、その日から一年間は返還請求を認めることとした。

**第三五条 削除（削除、平五法律二六）**

〔旧法との関係〕 二五条

〔参 考〕

本条は、拒絶査定に対する審判について規定していたが、平成五年の一部改正において、実体的要件についての審査を行うことなく早期に登録を行う制度が導入されたことに伴い、拒絶査定に対する審判が廃止されたため、削除された。

**（特許法の準用）**

**第三六条 特許法第一百条（利害関係人による特許料の納付）の規定は、登録料について準用する。（改正、昭六二**

法律二七、平五法律二六、平一一法律四一）

〔旧法との関係〕 二六条において特許料の規定を準用。

〔趣旨〕

本条は、平成五年の一部改正において、従来規定されていた補正の却下の決定に対する審判が廃止されたことに伴い、従来の三四条が移動したものであり、登録料について特許法の条文を準用したものである。なお、平成五年の一部改正において、特許法一一一条の規定に相当する条文を新たに設けた(三四条)ことに伴い、同条の準用を削除した。